

吉田町子ども・子育て支援事業計画 (吉田町次世代育成支援行動計画)

令和7年度▶▶▶令和11年度



子どもたちが健やかにいきいきと育つよう
みんなで子育てできるまち



令和7年3月
吉田町

1 | 計画策定の趣旨と背景

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化の進行、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題が、依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大なども深刻な問題です。

国では、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足し、同日に「こども基本法」が施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

吉田町では、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援策を推進し、平成27年に「吉田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年3月にはその計画を見直し、本町の未来を担う子どもたちが健やかにいきいきと育つよう、みんなで育てるまちを目指して計画を推進してきました。

このたび、計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、『吉田町子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）』を見直し、社会状況の変化に対応しつつ、他の関連計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 | 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第6次吉田町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけます。

3 | 計画の期間

子ども・子育て支援法で「市町村子ども・子育て支援事業計画を5年ごとに定めるものとする」とされていることから、本町では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

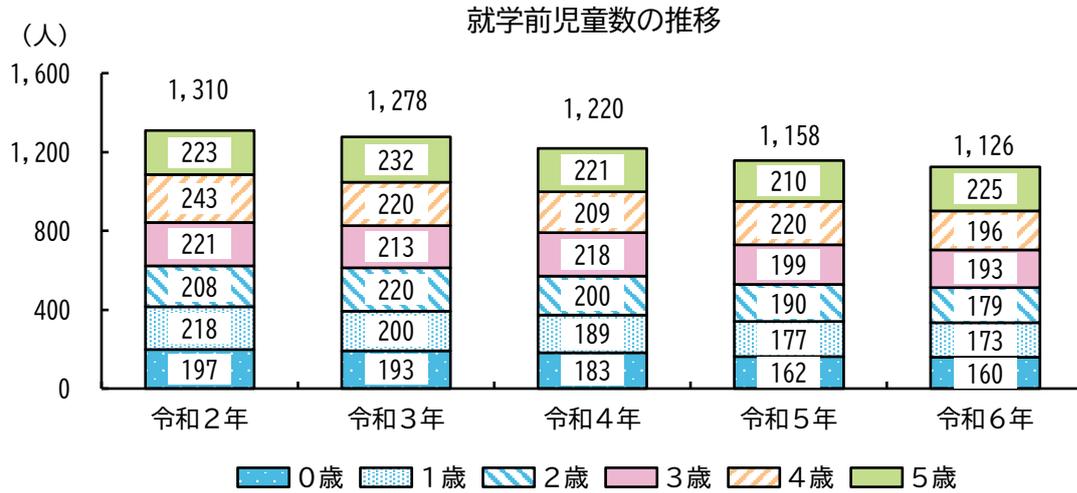
計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前計画	吉田町子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)					次期計画

4 | 吉田町の子どもを取り巻く環境

(1) 年齢別就学前児童数の推移

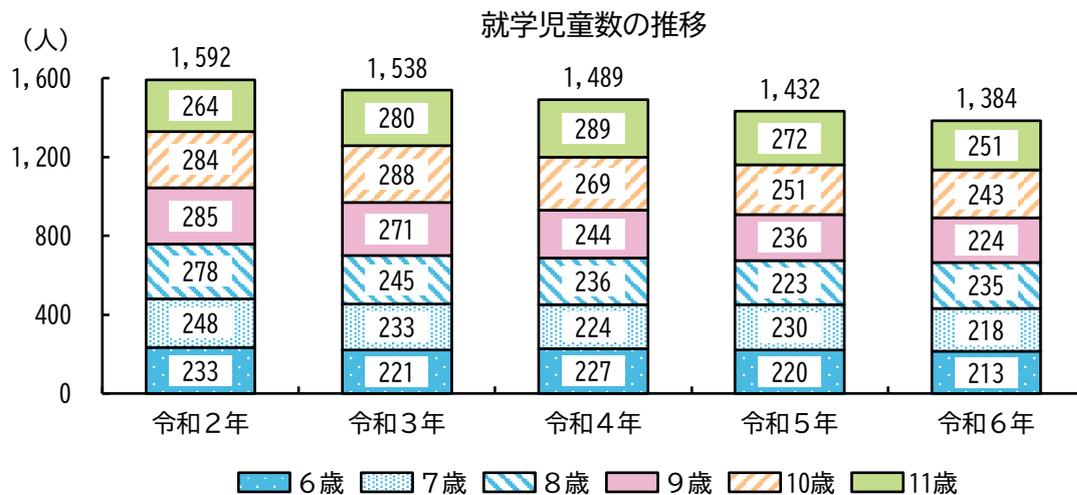
本町の0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年3月末現在で1,126人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は年々減少傾向にあり、令和6年3月末現在で1,384人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

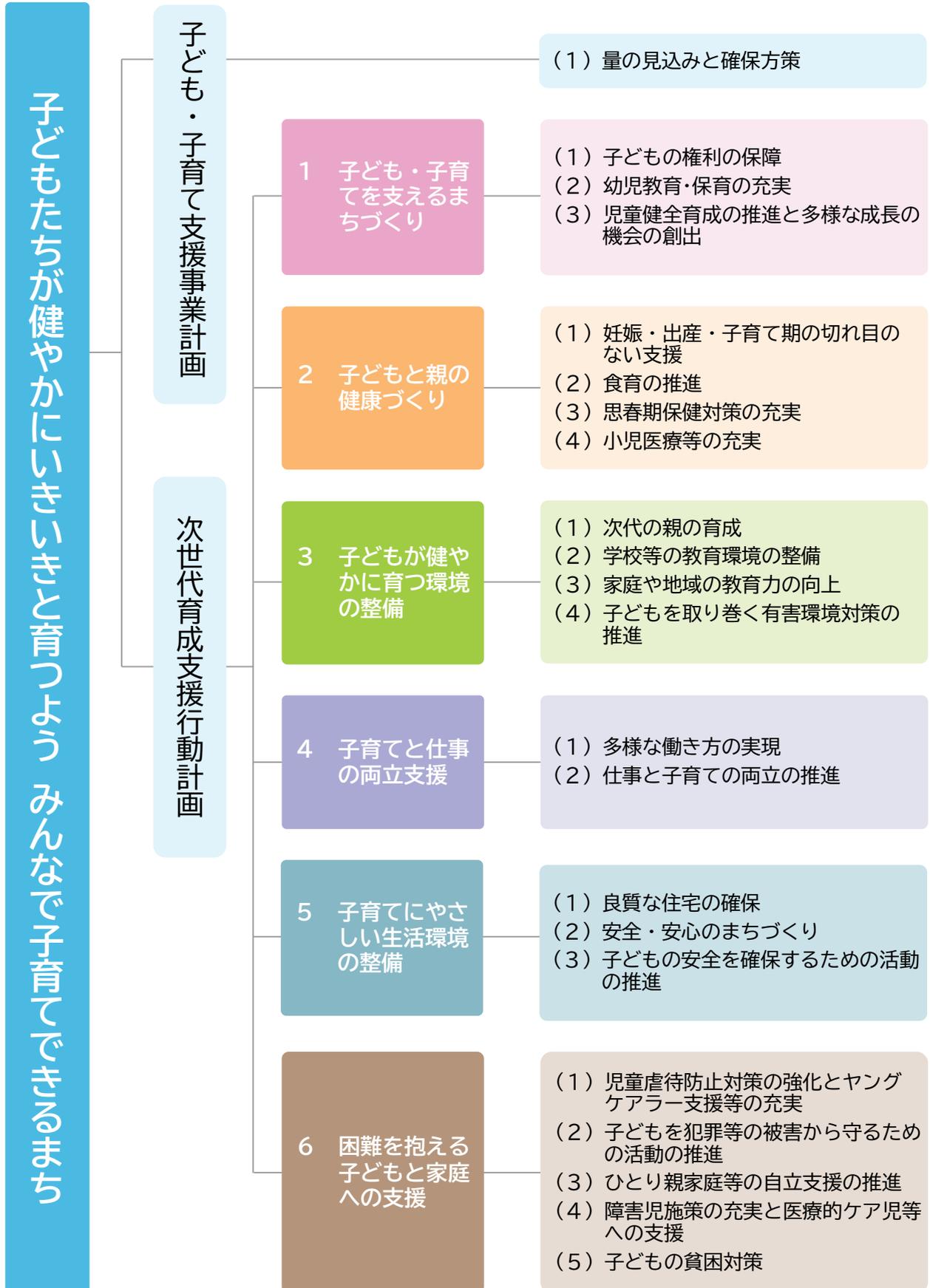
5 | 施策の体系

[基本理念]

[計画]

[基本目標]

[基本施策]



6 | 次世代育成支援行動計画

基本目標（1）子ども・子育てを支えるまちづくり

基本施策① 子どもの権利の保障

こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、子どもや子育て当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めるとともに、こどもの権利に関する周知・啓発を行います。

基本施策② 幼児教育・保育の充実

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育プログラムを推進するとともに、子どもの発達に応じた幼児教育・保育の展開を図ります。

基本施策③ 児童健全育成の推進と多様な成長の機会の創出

放課後の居場所や安全で安心できる居場所を提供するなど、多様な遊び・体験、活躍できる機会づくりを進めます。



基本目標（2）子どもと親の健康づくり

基本施策① 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

子どもと母親の健康を守るため、健康診査や予防接種、相談事業を実施し、乳児家庭訪問を行います。また、産前産後から子育て期にわたり、子育て支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

基本施策② 食育の推進

食を通じた豊かな人間性の形成や、乳幼児期から発達段階に応じた望ましい食習慣、食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身につけることができるよう、食育を推進します。

基本施策③ 思春期保健対策の充実

自分や生命の尊さ、性や体の発育・発達や心の発達に対する正しい理解を促進するよう、教育・啓発を行います。また、児童や生徒、保護者、教職員に対する相談支援を行います。

基本施策④ 小児医療等の充実

子どもにおける医療の情報提供や経済的支援を通じて、保護者が安心して医療を受けられる環境を整備します。



基本目標（3）子どもが健やかに育つ環境の整備

基本施策① 次代の親の育成

次代の親となる子どもに育児体験等を通じて、乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ等への理解を深めるなど、子どもや家庭の大切さを知るための機会を充実します。

基本施策② 学校等の教育環境の整備

学校と地域が協力して「地域とともにある学校」を目指し、子どもたちが多様な人々と関わりながら豊かな人生を送ることができるよう、生きる力を育むことを推進します。

基本施策③ 家庭や地域の教育力の向上

子どもの成長に影響を与える家庭や地域で、学校、家庭、地域社会が連携し、家庭と地域における教育力の向上を図ります。



基本施策④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

SNSの発展に伴い、不特定多数との交流で生じる有害情報から子どもを守るため、情報モラル教育や地域連携により、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

基本目標（４）子育てと仕事の両立支援

基本施策① 多様な働き方の実現

子育て家庭が子育てしながら働きやすい職場環境の整備を推進するため、育児休業等の制度等の啓発や企業・事業所への働きかけを行います。



基本施策② 仕事と子育ての両立の推進

家庭と仕事を両立できるよう、多様化する保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援サービスを推進します。

基本目標（５）子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策① 良質な住宅の確保

安心して子育てをするためには、生活の拠点となる良質な住宅が不可欠であり、県営住宅等の優良住宅の情報提供や、町営住宅の整備を行います。

基本施策② 安全・安心のまちづくり

安全・安心に遊べる公園や道路等の整備について、ユニバーサルデザインの観点から、全ての人にとって生活しやすいまちづくりを進めます。

基本施策③ 子どもの安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係団体と連携の強化を図り、総合的な交通事故防止対策や南海トラフ巨大地震等に備えた取組を推進します。



基本目標（６）困難を抱える子どもと家庭への支援

基本施策① 児童虐待防止対策の強化とヤングケアラー支援等の充実

児童虐待を防ぐため、早期発見や対応の体制を強化していきます。さらに、ヤングケアラーや外国籍の子どもなど、困難を抱える子どもや家庭への支援を進めていきます。

基本施策② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

児童・生徒の登下校時、通学路などでの安全確保や子どもを犯罪被害から守るため、地域と連携しながら、啓発活動や犯罪被害の抑止力につなげるための取組を推進します。

基本施策③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立して生活できるよう、情報提供や相談支援などを行い、ひとり親家庭の自立支援を進めます。

基本施策④ 障害児施策の充実と医療的ケア児等への支援

障害や発達特性に応じた支援を提供し、家族と安心して生活できる環境を整備します。また、医療的ケア児や専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域連携体制を強化します。

基本施策⑤ 子どもの貧困対策

子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されないことのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、学習の支援、生活支援、食の支援等を充実していきます。



7 | 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保量を定めました。

		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
令和7年度	量の見込み	234人	293人	208人	59人
	確保量	450人	352人	244人	65人
令和8年度	量の見込み	225人	291人	212人	61人
	確保量	450人	352人	244人	65人
令和9年度	量の見込み	212人	284人	224人	62人
	確保量	450人	352人	244人	65人
令和10年度	量の見込み	209人	288人	229人	64人
	確保量	450人	352人	244人	65人
令和11年度	量の見込み	208人	295人	233人	65人
	確保量	450人	352人	244人	65人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
時間外保育事業	量の見込み	142人	139人	132人	125人	118人	
	確保量	142人	139人	132人	125人	118人	
放課後児童健全育成事業	量の見込み	442人	422人	408人	404人	390人	
	確保量	518人	518人	518人	518人	518人	
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	量の見込み	54人日	54人日	54人日	54人日	54人日	
	提供量	54人日	54人日	54人日	54人日	54人日	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	8,400人	8,700人	9,000人	9,000人	9,000人	
	提供量	8,400人	8,700人	9,000人	9,000人	9,000人	
一時預かり事業	①幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）	量の見込み	31,740人	30,759人	29,689人	28,619人	27,371人
		提供量	31,740人	30,759人	29,689人	28,619人	27,371人
	②教育・保育施設等（幼稚園を除く）における一時預かり等	量の見込み	666人	633人	602人	558人	499人
		提供量	666人	633人	602人	558人	499人
病児保育事業（病児・病後児保育事業）	量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人	
	提供量	480人	480人	480人	480人	480人	

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	量の見込み	454件	440件	421件	399件	374件	
	確保量	454件	440件	421件	399件	374件	
利用者支援事業	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	基本型・特定型	－	－	－	－	－	
	母子保健型	1か所	－	－	－	－	
	こども家庭センター型	－	1か所	1か所	1か所	1か所	
	確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	基本型・特定型	－	－	－	－	－	
	母子保健型	1か所	－	－	－	－	
	こども家庭センター型	－	1か所	1か所	1か所	1か所	
妊婦健康診査事業	量の見込み	2,310人	2,002人	1,974人	1,918人	1,610人	
	確保量	2,310人	2,002人	1,974人	1,918人	1,610人	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	170人	169人	168人	166人	163人	
	確保量	170人	169人	168人	166人	163人	
養育支援訪問事業	量の見込み	225人	219人	209人	198人	186人	
	確保量	225人	219人	209人	198人	186人	
産後ケア事業	量の見込み	51人	45人	45人	42人	36人	
	確保量	51人	45人	45人	42人	36人	
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	240人日	260人日	280人日	300人日	320人日	
	確保量	240人日	260人日	280人日	300人日	320人日	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳児	量の見込み	△	25人	25人	24人	23人
		確保量	△	25人	25人	24人	23人
	1歳児	量の見込み	△	15人	14人	13人	12人
		確保量	△	15人	14人	13人	12人
	2歳児	量の見込み	△	14人	14人	13人	12人
		確保量	△	14人	14人	13人	12人
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	413人	358人	353人	343人	288人	
	確保量	413人	358人	353人	343人	288人	

8 | 計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進にあたっては、こども未来課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画推進の仕組みとして、PDCAサイクル（計画・実施・検証・見直し）を活用し、量の見込みに対する確保方策のバランスが取れているか点検を行い、実効性のある取組の推進を図ります。

吉田町子ども・子育て支援事業計画 （吉田町次世代育成支援行動計画）（概要版） 令和7年3月

発行：吉田町
編集：吉田町役場 こども未来課
〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
TEL 0548-33-2153 FAX 0548-33-2155